

議案第67号

投票用紙自動交付機の買入れについて

投票用紙自動交付機を買い入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成19年木津川市条例第51条）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

木津川市長 河井 規子

記

- 1 買入物件 投票用紙自動交付機
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 28,512,000円
- 4 契約の相手方 大阪府東大阪市長田中3丁目6番1号
株式会社ムサン大阪支店
取締役支店長 五島 眞一

参考資料（議案第67号）

投票用紙自動交付機の買入れについて

1 契約の方法

随意契約

2 購入備品概要

投票用紙自動交付機 108台

- ・カラーセンサーによる投票用紙の色の自動判別機能（投票用紙の取違い交付防止）
- ・光電素子による二重交付防止機能
- ・投票用紙取り残し防止機能
- ・音声ガイド

3 予定価格

30,888,000円（消費税相当額を含む。）

4 契約金額

28,512,000円（消費税相当額を含む。）

5 随意契約の理由

市競争入札参加資格を有する業者のうち、市が求める二重交付防止機能や投票用紙誤交付防止機能等の性能を満たす投票用紙自動交付機を製造・販売している業者が一者のみであるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約による物品購入契約を締結するものです。